

高島市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年6月18日

高島市監査委員 井口 與嗣隆
高島市監査委員 青 谷 章

財政援助団体等の監査結果に関する報告書

第1 監査の対象団体

名 称 特定非営利活動法人コミュニティねっとわーく高島
代 表 者 代表理事 三田村 勝
所 在 地 高島市新旭町饗庭2751番地1
所管部局 市民生活部市民協働課

第2 監査期間

令和2年4月3日から令和2年6月16日まで

第3 監査の範囲

監査対象団体が、令和元年度において執行した指定管理料に係る出納その他関連した事務

第4 監査の主な着眼点

1 公の施設の指定管理者監査

(1) 所管部局関係

- ・ 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ・ 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ・ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ・ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ・ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ・ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ・ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、または指示を行っているか。
- ・ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(2) 指定管理者関係

- ・ 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ・ 利用促進のための努力はなされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業と会計区分は明確になっているか。
- ・ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- ・ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

第5 監査の方法

指定管理施設の管理運営業務に係る出納その他出納に関連した事務の執行が、法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかについて、着眼点に基づき監査を実施するため、事前に関係書類の提出を求め、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、監査対象団体の指定管理施設に出向き、監査対象団体職員および所管部局職員から説明を聴取して実施した。

第6 法人の概要

1 事業の目的（法人定款より）

地域の魅力を高め、地域の課題に取り組むと同時に、高島市の宝となる市民の活動団体やボランティアグループおよび地域のコミュニティの運営、活動を支援し、相互の連携を促進する。さらに、市民、市民活動団体、行政、事業者など、さまざまなセクターの協働を進め、市民が主体となる市民社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 組織

役員 11人（代表理事1人、副代表理事2人、理事6人、監事2人）

（令和元年12月24日現在）

職員 9人（常勤職員7人、非常勤職員2人）

（令和2年4月1日現在）

3 事業の概要（法人定款より）

- ① 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ② 社会教育の推進を図る活動
- ③ まちづくりの推進を図る活動
- ④ 観光の振興を図る活動
- ⑤ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- ⑥ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ⑦ 環境の保全を図る活動
- ⑧ 災害救助活動
- ⑨ 地域安全活動
- ⑩ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑪ 国際協力の活動
- ⑫ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑬ 子どもの健全育成を図る活動
- ⑭ 情報化社会の発展を図る活動
- ⑮ 科学技術の振興を図る活動
- ⑯ 経済活動の活性化を図る活動
- ⑰ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- ⑱ 消費者の保護を図る活動
- ⑲ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

名称	今津東コミュニティセンター
目的	市民相互の交流および連帯意識の向上を図り、併せて健康で文化的な生活を推し進める。
所在地	高島市今津町中沼一丁目4番地1
施設規模	構造：鉄筋コンクリート（一部鉄骨鉄筋コンクリート）4階建 敷地面積：2,534.20㎡ 建築面積：686.99㎡ 延床面積：1,645.38㎡
施設内容	大ホール、和室【床の間】、和室、小会議室1、小会議室2、中会議室、調理室、展示スペース、談話室、事務室、駐車場、自転車置場 ※令和元年度の大規模改修工事により部屋の区画・名称の変更済
指定管理者制度導入	平成24年4月1日
現指定管理期間	平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
指定管理料	令和元年度：9,617,700円/年
募集方法	公募

2 施設の業務

- (1) 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例第3条
 - ① 良好なコミュニティの形成に資する業務
 - ② 地域で活動する市民および団体の連携の促進に関する業務
 - ③ 市民および団体の自主的な活動の場の提供に関する業務
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、市民交流施設の設置の目的を達成するために必要な業務
- (2) 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例第10条
 - ① 第3条各号に掲げる業務
 - ② 市民交流施設の施設および設備の維持管理に関する業務
 - ③ 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
- (3) 今津東コミュニティセンターの管理運営に関する基本協定書第7条
 - ① 施設の運営に関する業務
 - ② 施設および設備の維持管理に関する業務
 - ③ その他施設の設置の目的を達成するために必要な業務
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理業務に従事する者の状況（令和元年度）

総括（兼務）	1人（総括、経理、労務管理）
館長	1人（今津東コミセンの管理、運営、安全対策）
副館長	1人（今津東コミセンの管理、運営、安全指導）
事務職員（兼務）	1人（庶務、会計）
事務職員	2人（夜間、休日の管理業務、自主事業）

4 施設の運営状況

(1) 利用料金等

① 施設の利用料金

・和室【床の間】	(1時間)	300円
・和室	(1時間)	300円
・小会議室1	(1時間)	300円
・小会議室2	(1時間)	300円
・中会議室	(1時間)	600円
・調理室	(1時間)	300円
・大ホール	(1時間) 1,	500円

② 付属設備等の使用料

・音響設備	(1時間)	250円
・グランドピアノ	(1時間)	350円

「令和2年3月より新利用料金で運営」(令和2年1月4日付け高市協第152号)

(2) 開館時間等

① 開館時間 午前9時から午後10時まで

(休日および日曜日にあつては午前9時から午後5時まで)

② 休館日 12月29日から翌年の1月3日までの日

(3) 利用者数の推移

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(人)
平成29年度	2,152	2,279	3,139	2,637	1,846	3,180	2,350	3,075	2,149	2,078	2,871	3,677	31,433
平成30年度	2,002	2,450	2,604	2,288	1,653	2,424	2,259	3,252	2,188	2,049	2,788	4,510	30,467
令和元年度	1,521	2,141	3,919	-	-	-	-	-	-	-	-	1,154	8,735

※令和元年7月～令和2年2月までは大規模改修工事のため休館

5 指定管理業務の実施状況

(1) 自主事業の実施状況(平成30年度事業報告書より)

- ① 茶道教室(年間10回)延べ参加者83人
- ② 郷土料理教室(年間3回)延べ参加者43人

(2) 施設維持管理実施状況

- ① 施設設備の保守点検(自家用電気工作物、冷暖房機器、消防用設備、防火設備、舞台装置、発電設備、エレベーター、ピアノ)の実施
- ② 施設の清掃業務の実施
- ③ 日常の安全点検の実施
- ④ 防火訓練・避難訓練の実施
- ⑤ 備品の整理整頓および点検の実施
- ⑥ 積雪時の玄関周辺の除雪の実施

第8 団体に対して支出した指定管理料

1 令和元年度に、市が団体に対して交付した指定管理料は次のとおりである。

年 度	指定管理料（円）	支出済額（円）	支出年月日
令 和 元 年 度	9,617,700	2,599,170	H31.4.26
		2,599,170	R1.7.22
		2,209,680	R1.10.15
		2,209,680	R2.1.24

2 団体に対する指定管理料支出の根拠

- ・ 地方自治法第244条の2第3項
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ・ 高島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則
- ・ 高島市市民交流施設の設置および管理に関する条例
- ・ 高島市市民交流施設の管理運営に関する規則

第9 監査の実施日

令和2年6月1日

第10 監査の結果

監査の結果、補助金および指定管理料に係るもので出納その他出納に関連した事務について、以下の事項を除き、概ね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

○所管部局関係

1. 指定管理業務に係る提出書類の確認と指導の徹底について

基本協定書第12条では、施設を代表し管理監督を行う責任者を報告することとなっているが、報告がなされておらず、第21条から第23条において提出することとなっている各事業計画書および事業報告書についても、期日までに提出されていない事例が散見された。また、第22条および第23条には、報告すべき事項が示されているが、施設利用率などの項目が報告されておらず、第24条による利用者アンケート等による満足度調査や評価および分析についても、適正に実施されていない事例が見られた。

これらのことは、基本協定書に沿って施設の管理運営が適正に行われているかについての、所管課における点検等が十分とは言えないことから、提出書類などの確認体制を強化し、適正な施設の管理運営となるよう指導を徹底されたい。

2. 所管課における管理運営状況等の評価事務について

基本協定書第26条では、毎年度終了後、指定管理者の管理運営状況および実績を評価することとなっているが、評価に誤りがみられた。また、評価手続きが年度事業報告書受領後、相当期間が経過して行われていた。これらのことは、所管課における評価事務体制が十分でないことから、適正な評価事務となるよう所管課内の体制を強化されたい。

○指定管理者関係

1. 指定管理業務における提出書類について

基本協定書第12条では、施設を代表し管理監督を行う責任者を報告することとなっているが、報告がなされていなかった。第50条では、双方において請求、通知、申出、報告、承認等は書面によらなければならないとされていることから、基本協定書に沿った書類の提出などを徹底されたい。また、第21条から第23条において提出することとなっている各事業計画書および事業報告書についても、期日までに提出されていない事例が散見された。基本協定書に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。

2. 指定管理業務における報告内容の徹底について

基本協定書第22条および第23条には、報告すべき事項が示されているが、施設利用率などの項目が報告されていなかった。また、第24条による利用者アンケート等による満足度調査や調査結果に基づく評価および分析が、適正に実施されていない事例が見られた。これらのことから、基本協定書に基づく適正な事務処理となるよう改められたい。